

○議長（小林哲雄）

日程第５ 議案第５号 開成町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、開成町教育長の職務に専念する義務の特例を定めるため、開成町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では朗読させていただきたいと思います。

議案第５号 開成町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて。

開成町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する。よって地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

では、１枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

まずこの条例の制定の経過について、ご説明をしたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成２７年４月１日に施行されます。これによりまして、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長が設置されることになります。

新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。新教育長は、長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となり、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１１条第５項の規定によりまして、職務専念義務が規定されました。これに伴いまして、今まで教育長は一般職の職員といたしまして、職務専念義務免除規定がございましたが、教育長が一般職でなくなることにつきまして、新たに教育長に関する、職務専念に関します免除規定を設けることが必要となりまして、今回、条例を上程するものでございます。

続きまして、条例の中身について説明させていただきます。まず、１条で目的でございます。こちらでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１１条第５項の規定に基づきまして、教育長の職務に専念する義務の特例に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

第２条、職務に専念する義務の免除でございます。こちらにつきましては、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、

その職務に専念する義務を免除されることができるとなっております。

第1号では、研修を受ける場合。

第2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合。

第3号、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合となっております。

続きまして、附則でございますけれども、附則、施行期日等につきましては、改正法が平成27年4月1日に改正されますので、同じく施行日を平成27年4月1日としてございます。

第2項では、改正法の附則第2条第1項で、現在の旧教育長に関します経過措置が規定されております。現在、教育長がその教育委員会の委員として、任期中に限り、なお、従前の例により在職することとされておりますので、経過措置を規定するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。確認したいんですが、第2条の3項で、教育委員会規則で定める場合となっております。教育委員会が定める場合でもいいのではないかという気がしたのですが、ここへ規則で定めるといふ形が入ってきているのですけれども、そのところを規則で定めるといふことの説明をちょっとしていただきたいなと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

こちらの1号、2号以外につきましては、教育委員会の規則でありまして、定めた形で実施していきたいと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

もう少し明確に答弁願います。なぜ、規則で定めるのか、その必要性をご説明願います。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

説明させていただきます。第2条では、第1号、2号ということで、二つのものを限定して、計上させていただいておりますけれども、これ以外のものにも想定されるものも幾つか出てくるのではないのかなといふことの含みの中で、そういうものにつきましては、教育委員会の規則に委ねるといふ形の中で定めさせていただきましたのが、この第3号の規定になります。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

ちょっとわかりにくいのですが、新たにまた規則をつくるとか、新たに定めるということもされるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

現在のところ定めはございませんので、また、そのような必要が生じた場合には、規則で定めていきたいと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

必要が生じたときに規則をつくるということだと、先につくっておかないと、そこで規則で定まったもので判断するということができないんじゃないかと思うんですね。ですから、逆で、先につくるべきじゃないでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ただいま、定める必要性を感じておりませんので、今のところ、つくる予定はございませんけれども、そういう場合が生じたときには、そういうことも起きてようかなと考えております。

○議長（小林哲雄）

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋です。まず、第2条の関係で、教育長は云々と書いてありまして、その職務に専念する義務を免除されることができると。いわゆるできる規定ということは、確実にこれをやらなければいけないということでもない私は受けとめているんですけども、状況に応じては、これら三つ提起されておりますけれども、これも加わることも可能だと、このような形で受けとめていいのか。今回の提案は除外する形になっておりますので、それとの関連を含めてお答え願いたい。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

この条例を制定させていただきました趣旨につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございますけれども、新法の11条5項に、職務に専念しなければいけないということが明確に明記されてございますので、それらを免除する場合のものとして、この条例を制定させていただくというものでございます。

従前は、教育長、一般職という形の中の位置付けをされておりまして、そちらの条例に職務専念義務等が明記されておったわけでございますけれども、今回は一般職ではな

く、特別職と、新法が施行されました後におきます教育長につきましては、議会の同意を得なければいけないということになりますので、特別職ということになりますので、特別職になったがために、改めて一般職から抜け出した条例が必要になったと。その中身が職務専念義務免除ですよということになります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○２番（高橋久志）

今まで教育委員会に、教育長も入った形で教育委員会として運営に当たってきたという認識をしております。今回の地方行政組織及び運営に関して、通称的には教育改正が根本にあると私は理解しておりますけれども、本来的にいえば、従来であれば、教育委員会の委員長が最高の責任者として、教育委員会の意向を受けて、教育長が本会議に臨んでいると。私たちの議会の中では、教育委員長が本来的にはトップだという形をやはりきちんと認識されていなかったと、今までは。今度新しく新教育長として位置付けされるわけですから、その辺はきちんと内容的にもしっかりと受けとめていかなければいけないと私は認識をしております。

今回の教育改革というのは、さまざまな国会等でも議論を経て、今日に至っているわけですが、やはり政党とか、このことには触れておりませんが、この条例の関係にありませんけれども、根本的には、自主的な教育委員会の関係と、今回、一般職から特別職になるというのはわかりますけれども、その辺も、私から言えば、規則等にしっかりとした形を盛り込む必要があるのではないかなと。６月議会で、この問題について、私も質問した経緯がありますけれども、町長はトップダウンでやる意思はないと、こう答弁がございましたけれども、町民が危惧する公平性とか、あるいは政党とか、政治団体からきちんと今までやってきたわけですから、そのところを明確に、規則の中で打ち出しながら、この教育委員会に運営に当たってもらえればなど、こんなふうに思っております。

今回は、今、お話しした根本的なものと違ひまして、理解する点はありますけれども、やはりこの背景には、新しい教育関係において、町民の方からも危惧する声も多く聞かれているので、その辺を規則等で受けたらどうかと。私の質問は、規則を変えるならば、内容等も吟味した形で精査できないかという提案ですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

本日提案させていただきましたものにつきましては、職専免だけということになります。

ただいま議員からご心配いただきましたものにつきましては、確かに制度が変わるという中では、わかりにくい点もあろうかと思ひます。従前、教育委員長と教育長という、二人の職があったわけですが、それが教育長に一本化されるということがありますが、これは法に基づきました改正というものでございまして、ただいま議員が

心配されましたこと等につきまして、あるいは位置付け等につきましては、地方教育行政法の中にうたわれておりますので、そちらの中で十分に運営はできると認識しております。どちらも同じような形のものを、３月議会に提案させていただいているというような状況でございます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第５号 開成町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。